

2008.7.3

≡どこでも食品衛生掲示板≡

長野県では、7月8日から食品等の
「夏期一斉取締り」を行います。

長野県では、夏に多発する食中毒を防ぐとともに安全で安心な食品を確保するために、7月8日から8月7日まで「夏期一斉取締り」を行います。

県下一斉に保健所職員がスーパーマーケット、仕出し・弁当屋などに立入検査を行い、衛生管理の指導や食品表示の確認を行います。また、店頭からの食品の抜き取り検査を行います。

(夏期一斉取締りの概要)

1 実施期間

平成20年7月8日(火)から8月7日(木)まで

2 実施機関

県内の10保健所

3 立入検査の内容

ア 重点対象施設

仕出し・弁当屋、旅館、スーパーマーケット、食肉取扱施設等

イ 指導内容等

食品の衛生的な取り扱い方法・食品の適正表示(期限表示等)の確認等

4 食品の抜き取り検査の内容

ア 対象食品

生菓子、生食用食肉、生めん類、アイスクリーム類、刺身、野菜、果物等

イ 検査項目

細菌検査(細菌数、大腸菌群数、O157、サルモネラ属菌等)

食品添加物(着色料、保存料、発色剤等)、残留農薬検査等

内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁衛生部食品・生活衛生課

(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.jp)

・最寄りの保健所食品衛生相談窓口